

第4回 熊野川懇談会設立準備会

議事録

平成16年8月2日(月) 14:00～16:30

鵜殿村 生涯学習センター まなびの郷 きらめきホール

事務局（中條）

定刻になりましたので、第4回熊野川懇談会設立準備会を開催させていただきたいと思っております。

議事を進める前に、本日の資料の確認をさせていただきます。

まず、議事次第です。次に、資料1の委員選考の経緯と結果について、資料2の熊野川懇談会の運営のあり方について、資料3の熊野川懇談会設立準備会「熊野川懇談会のあり方について」答申（案）、参考資料1の熊野川懇談会開催までの流れ、資料は以上でございます。もし不足がございましたら、お申し出をお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、議事次第に従いまして、議事を進めていただきたいと思います。

今回の議事は、（1）委員選考の経緯と結果について、（2）熊野川懇談会の運営のあり方について、（3）熊野川懇談会設立準備会答申（案）について、（4）その他でございます。

この会議では、議事録を作成しておりますので、ご発言はマイクを通してお願いいたします。また、発言の冒頭で名前をおっしゃってから、発言をいただきますようお願いいたします。

では、委員長、議事をよろしく申し上げます。

江頭委員長

懇談会準備会の委員長を仰せつかっております江頭でございます。きょうで4回目になるわけですが、国交省から、準備会において委員の選考の問題、それから懇談会の運営のあり方等について検討してくださいということでございまして、これまでに3回、それから準備会以外にもそれぞれ宿題を持って検討をさせていただいてきたということでございます。

きょう、最終的に私どもが作り出した案を皆さんにお認めいただければ、この形で国交省に答申させていただきたいと思っております。また、傍聴の皆様方からも、私どもがつくってきました案についてご意見を伺えればと考えております。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

議事は、大きく3つございまして、1つは、お手元の資料にございますように、委員選考の経緯と結果について、2つ目が、懇談会の運営のあり方について、3つ目が、答申についてでございます。

早速ですが、事務局の方から、委員選考の経緯と結果について、簡単に説明していただきたいと思います。

事務局（中條）

お手元の資料1をごらんください。

1ページ、1-1 熊野川懇談会の分野構成についてということで書いております。パワーポイントでも映しますので、画面を見てもらったらいいと思うのですが、第2回で審議された結果を踏まえて、分野構成に関して、以下の審議を行ったということで、熊野川流域は、電力ダム等の開発が進んでいる点を考慮して、治水、利水分野を治水・利水・水力、水資源・環境工学分野として、委員数を6名としました。また、川づくりに対する歴史・文化の重要性にかんがみ、社会環境分野の委員数を3名といたしました。

上記の修正を行った結果、委員の数は、合計で16名となっております。それは分野別委員構成の表で示してあるとおりです。

上の方から治水・利水・水力・水資源・環境工学分野で6名、自然環境分野で2名、社会環境分野（歴史等）で3名、同じく広報等で2名、地域の特性 - - ここは公募委員になりますけれども、3名の合わせて16名で委員構成を考えております。

1-2 候補者の推薦状況についてですけれども、目標委員数は当初13名でしたけれども、それに対して、委員構成としては16名になりますが、準備会委員5名、あと、推薦委員として、委員の推薦の方、東海農政局の推薦の方、それと和歌山県、三重県、奈良県、それと流域の市町村、最後に国交省ということで、延べ人数で、推薦人数として64名の方、準備会の委員を合わせて69名の推薦がありました。

2ページの公募委員の応募状況について、ざっと説明いたします。

公募委員の募集手続として、3月26日、第2回設立準備会で、募集の決定が行われました。4月上旬に応募用紙、応募案内を作成いたしまして、流域内に新聞の折り込み広告約3万6,000部、あと、流域の主要施設でのパンフレット、ポスターの配布、ホームページによる募集案内、応募用紙の配布等を行いました。5月10日に公募委員募集を締め切りまして、リストを作成して、前回、これは非公開になりますけれども、6月19日に第3回設立準備会を行いました、その中で公募委員の選考審査を行いました。

2番目として、公募委員の応募状況ですけれども、応募者総数としては9名で、男性5名、女性4名の応募がありました。

3ページの1-4 委員選考結果ですけれども、委員候補選考方針としては、選考にあた

って方針を立てて、選考いたしました。懇談会委員候補としては、熊野川に関する審議をする際に必要な専門知識を有している方、熊野地方の歴史・文化等に詳しい方、熊野川流域での調査研究を通して熊野川の特性を理解している方、熊野川の流域の諸特性に詳しく、それらに関連して積極的に活動している方、このような方々を選考しようということで、選考方針を立てました。

選考結果として、それぞれの分野で16名、前の画面に映しておりますけれども、設立準備委員5名、委員候補11名、合わせて16名の方を選考いたしました。きょうの会議で、その承認が得られれば、この委員の選考が確定するわけですが、最後の4ページの別表に、今回の熊野川懇談会委員候補を載せております。

それぞれの方をざっとご紹介いたしますと、まず1番目に、井伊博行さん、和歌山大学のシステム工学部の教授で、専門分野としては、水環境、水質となっております。

2番目に、浦木清十郎さん、歴史・文化、観光、林業ということで、所属は、浦島観光ホテルの会長さんであり、浦木林業の社長であります。

3番目に、江頭進治さん、設立準備会の委員長であり、河川・砂防（流砂系）で、所属は、立命館大学の理工学部教授です。

4番目に、木本凱夫さん、設立準備会の委員であり、農業水利を専門分野としております。所属は、三重大学の生物資源学部助教授であります。

5番目が、清岡幸子さん、地域の特性に詳しいということで、公募委員ということで候補になっていただいております。新宮の商工会議所女性会会長です。

6番目が、神坂次郎さん、設立準備会の委員で、歴史・文化を専門分野としております。所属は、作家、日本ペンクラブ理事です。

7番目が、椎葉充晴さん、水文・水資源を専門分野としておりまして、京都大学大学院地球環境学堂の教授であります。

8番目が、高須秀樹さん、植物、生態系を専門分野としておりまして、和歌山大学教育学部の教授であります。

9番目が、瀧野秀二さん、設立準備会の委員で、水生生物・植物が専門分野であります。所属は、和歌山県立新宮高等学校の教諭です。

10番目が、竹中文博さん、設立準備会の委員で、専門分野は広報、和歌山放送の相談役であります。

11番目が、津田晃さん、地域の特性に詳しいということで、公募委員であります。所

属は、津田林業の代表取締役ということでございます。

12番目が、中島千登世さん、地域の特性に詳しいということで、今回の公募委員の方でございます。河川を美しくする会副会長に所属しております。

13番目が、橋本卓爾さん、農業経済、地域政策を専門分野としていまして、和歌山大学経済学部の教授であります。

14番目が、間瀬肇さん、海岸・海域災害を専門分野としておられまして、京都大学防災研究所の助教授であります。

15番目が、山本殖生さん、熊野の歴史・文化・信仰を専門分野とされていまして、新宮市熊野学情報センターの準備室長をされていまして。

16番目が、吉野隆治さん、発電水力、水源地域対策を専門分野とされていまして、財団法人電力土木技術協会専務理事をされていまして。

以上の16名の委員候補を選定いたしました。

江頭委員長

ご説明ありがとうございました。

この件につきましては、これまで私どもずっと議論してまいったわけですが、これで間違いなければ、この点は、それほどご意見を賜るようなことはないのかもしれませんが、何かございますでしょうか。これまでに十分に議論していますよね。(笑)

後で、会場の方でご質問があれば、傍聴の皆さんからもご意見を伺うことといたします。ちょっとひっかかるかなというところは、3ページの一番上の委員候補選考方針というところで、白丸の2つ目、推薦委員、公募委員については、以下の項目に該当する者を選考するというので、熊野川とか熊野地方というのが全部くっついているのですが、半数の方は、熊野川について詳しくないといけないわけですが、半数ぐらいの方は、熊野川の問題を議論するのに、このことは特に必要ないようにも思うんです。あってもなくてもいいのかなと。いかがでございましょう。

それから、4ページ目は、これで間違いはないか、確かめていただきまして……。多分これで間違いはないと思いますが、よろしゅうございましょうか。

それでは、資料1の委員選考の経緯と結果については、このとおりだということで、お認めいただいたということにさせていただきたいと思っております。

次に、議事の2番目、熊野川懇談会の運営のあり方について、事務局の方から、簡単にご説明をお願いします。

事務局（中條）

資料2 熊野川懇談会の運営のあり方についてということで、中身が2つに分かれておりますので、まず、1ページの2-1熊野川懇談会の規約（案）についてということで、一たんここで審議をお願いしたいと思います。

2ページに、熊野川懇談会規約（案）を示しております。

案を説明させていただきますと、第1条 本規約は、「熊野川懇談会」（以下「懇談会」という。）の構成及び運営等について、必要な事項を定めるものである。

（設置）

第2条 懇談会は、河川法（昭和39年法律第167号）第十六条の二第3項に規定する趣旨にもとづき、河川に関し学識経験を有するものの意見を聴くために、近畿地方整備局長（以下「整備局長」という）が設置する。

（目的）

第3条 懇談会は、「熊野川河川整備計画（直轄管理区間）」の策定にあたり、熊野川らしさや、あるべき姿を踏まえつつ、河川管理者が作成する河川整備計画の原案、および関係住民の意見の聴き方について意見を述べることを目的とする。

（懇談会運営）

第4条 懇談会委員は、整備局長が委嘱する。委員の任期は委員会設立の日から2年間とし、再任を妨げない。

2. 懇談会は、必要と認める場合には、具体的候補者を選考の上、懇談会委員として追加するよう整備局長に要請することができる。なお、追加された委員の任期は前項によるものとする。

第5条 懇談会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

2. 委員長は会務を総括し、懇談会を代表する。

3. 委員長に事故がある時は、委員長が予め指名した委員がその職務を代理する。

第6条 懇談会は、委員長が招集する。

2. 懇談会の運営（議事・運営、審議結果のとりまとめおよび公表）は懇談会が行う。

3. 懇談会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は認めない。

4. 懇談会は、出席委員の三分の二以上をもって意思決定を行う。なお、少数意見については、懇談会が必要と認めるものはこれを付す。

5. 河川管理者および熊野川に関わりの深い流水占有者等は、委員から意見を求められたとき、または委員長の許可を得たとき、説明や意見の表明を行うことができる。

6. 懇談会は、審議しようとする事項について必要と認める場合には、専門的な知識を有する者の意見を聴く（書面を含む）ことができる。

7. 委員長は、一般傍聴者に対して発言の機会を設ける。

8. 一般から懇談会に寄せられた意見や資料の取り扱いは、委員長が判断する。

（情報公開）

第7条 懇談会は公開を原則とし、公開する情報及び情報公開方法については懇談会で定める。

2. 河川管理者は、前項で定めた内容について協力する。

（庶務）

第8条 庶務は、近畿地方整備局から委託を受けた者が、中立的立場で懇談会の指示を受けて以下の業務を行う。

会議資料（案）の作成、 議事録（案）の作成、 会議内容のとりまとめ及び公表資料（案）の作成、 懇談会の議事・運営補助、 その他

（規約の改正）

第9条 本規約の改正は、委員の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

（雑則）

第10条 懇談会以外の場における関係住民からの意見については、書面（メール、FAX、原稿送付等）でのみ受け付ける。

第11条 本規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関する必要な事項は、懇談会において定める。

（付則）

第12条 この規約は、平成16年 月 日から施行する。

以上が懇談会規約（案）です。

江頭委員長

それでは、ご意見をお伺いしたいと思います。

今、ちょっと気づいたことが1点ありますので申し上げておきますと、2ページの第3条のところの、懇談会は、「熊野川河川整備計画（直轄管理区間）」の策定にあたりというのは、ぱっと読むと、懇談会が河川整備計画を策定するように受け取れないですか。

いかがですか。

木本委員

そうですね。主語が懇談会に読めます。

神坂委員

「懇談会は、」というのを後に持ってきたらどうなのでしょう。熊野川らしさの前に。そしたら、混乱しないんじゃないかと思うんですが、いかがでしょう。

木本委員

その方がすっきりすると思います。

江頭委員長

そうしましたら、熊野川らしさの前に、「懇談会は、」と。それだけでいいかな。

木本委員

それでも、懇談会が主語のような感じが……。

瀧野委員

これは懇談会の規約ですから、主役は懇談会なので、3条の2行目の中ほどにある「河川管理者が作成する」というのを、「懇談会は、」の後に持ってきて、懇談会は、河川管理者が作成する「熊野川河川整備計画（直轄管理区間）」の策定にあたり、熊野川らしさや、あるべき姿を踏まえつつ、河川管理者が作成する河川整備計画の原案、および関係……というふうにしたら。

江頭委員長

済みません。もう1回お願いします。

瀧野委員

懇談会の規約ですから、「懇談会は、」を後に持ってくると、ちょっと薄れていくので、「懇談会は、」の後に、2行目の中ほどにある「河川管理者が作成する」というのを持ってくれば、懇談会がすることというのがはっきり……。

江頭委員長

ということは、原案についてのみ物を言う。そういうことにしておくということでしょうか。

瀧野委員

いや、懇談会が整備計画をつくるんじゃなくて、河川管理者が整備計画をつくって、それに対して……。

竹中委員

ちょっとお伺いしますが、策定するという主語は、河川管理者なんですね。

江頭委員長

そうですね。河川管理者が主語でいいんですよね。

竹中委員

そういたしますと、これはやっぱり原案に対する意見、関係する人たちの意見を聴くというのが仕事でありますから、例えば、「懇談会は、」で、1行目の終わりまで飛ばしまして、「熊野川らしさや、」、以下ずっとこの文章でいきまして、意見を述べることで...
...

江頭委員長

述べることを目的とするという。

竹中委員

目的として、策定に寄与するというか、そういうことなんですね。

江頭委員長

原案に対して意見を述べて、よりよい熊野川河川整備計画の策定に寄与するということですね。

竹中委員

そういうことかなと。

木本委員

お二人の意見は同じことで、整備計画の主語をはっきりしると。それをどこへ持ってくるかという話です。

神坂委員

ここの1行を抜いたら、すっきりするんじゃないでしょうか。「熊野川河川整備計画(直轄管理区間)」の策定にあたりまでを抜いても、意味が通じるんじゃないですか。

竹中委員

それが一番すっきりするんですね。

神坂委員

整備計画の原案というのがここに入っていますから、ダブっているような感じで、一般の人が見ると、ちょっとわかりづらいので。

江頭委員長

ただ、意見を言うだけだったら、何かつまらぬなど。(笑)つまらぬことはないんですけども、策定に寄与するという言葉も、何か欲しいような気がしますね。そうすると、すっきりはしないですか。

木本委員

1行目の策定を抜くんですから、最後に、策定に寄与するで、いいんじゃないですか。

江頭委員長

最後の行のところで言いますと、住民の意見の聴き方について意見を述べ、熊野川河川整備計画の策定に寄与することを目的とすると、そうしましょうか。

神坂委員

それでいいと思います。

木本委員

2行目の後ろに「河川整備計画」という単語があるんですけども、これは1行目の括弧とそっくり入れかえた方がよろしいんじゃないですか。「熊野川河川整備計画(直轄管理区間)」の策定にあたりを削るんですから。

竹中委員

「熊野川」という名詞が抜けてしまうんですね。

江頭委員長

河川管理者が作成する熊野川河川整備計画……。

木本委員

それも、直轄を入れておかないと、本来の趣旨に反するという事ですから、1行目のかぎ括弧の中と2行目の「河川整備計画」をそっくり入れかえる。

長ったらしいんですけども、第3条 懇談会は、以下は、「……策定にあたり」までを、皆さんのおっしゃるように削除します。懇談会は、熊野川らしさや、あるべき姿を踏まえつつ、河川管理者が作成する - - この後の河川整備計画を削除して、上のかぎ括弧をここへ入れる。つまり、河川管理者が作成する「熊野川河川整備計画(直轄管理区間)」の原案、および関係住民……。

事務局(中條)

後ろのパワーポイントで話していただければ……。左側の画面です。

木本委員

第3条 懇談会は、熊野川らしさや、あるべき姿を踏まえつつ、「熊野川河川整備(直

轄管理区間)」の原案、および関係住民の意見の聴き方について意見を述べ、河川管理者が作成する河川整備計画の策定に寄与する。河川整備は、別に計画でもよろしいですけども、私が申し上げたかったのは、大体こういうことです。皆さんの意見をちょっと交通整理しただけです。あと、小さなてにをはをいじればいいんじゃないですか。

江頭委員長

今のとおりでよろしいですね。てにをはを少し直してください。それで、よろしゅうございませうか。河川管理者の方、おかしなことはないですか。よろしいですね。

木本委員

2行目の意見、意見がすごく気になったんです。あれを、関係住民からの公聴の仕方とか何か……。おっしゃるように、てにをはなんですけれども、意見、意見という文字を少し調整していただければ、美しくなると思います。

江頭委員長

ここは、最後に少し直しましょう。

最後に直すということで、よろしいですね。大筋はこれで。

ほか、ございませんか。

木本委員

これは確認なんですけれども、第10条で、場外からのご意見を聴取するときに、書面を受け付けるんですが、場所とか、そういう細則は別途決められると理解してよろしいでしょうか。つまり、どこへ送るんだとか。

江頭委員長

懇談会あてに意見をいただくということですよ。ですから、懇談会の庶務に送るということで。

木本委員

ニュースレターやそういったところにいろいろお書きになっていますけれども、これだけ見ると、どこへ送るんだということになるので。

江頭委員長

庶務かどこかですか。

木本委員

事務局をお考えだと思っんですけれども。これは規約ですから、そういう細かいことまで書かなくてもいいのかもしれない。

江頭委員長

このままにしておきましょう。

あと、よろしいですか。

竹中委員

第6条の3と4ですが、懇談会は、委員総数の過半数の出席をもって成立して、その3分の2以上をもって意思決定を行うと。そうした場合に、16名でありますから、半数が8名、1名プラスで、9名の場合、3分の2は6名になりますが、全総数16名の委員の中で、6名の意見というようなことが、まあ考え方だけの問題であります、それでよろしいのかどうかと。

ただ、考え方といたしまして、予想される出席率を大体何%に踏むか、パーセンテージによりますが、4分の3くらいにしておきますと、8割程度のご出席、7割5分くらいのご出席でも、大体9名の賛成者ということになりまして、総数の過半数と。ぎりぎり過半数くらいはあってもいいんじゃないかなと考えるんですが、いかがでございましょう。

事務局（中條）

今の議論の参考になればと思ひまして、後ろに、議決数の一覧ということで、出席委員者数と議決、過半数とか3分の2の場合のそれぞれの人数を挙げておきました。

瀧野委員

3分の2以上、3分の2以上にすれば、ちょうど委員の半数になりますよね。委員総数の3分の2の出席をもって成立するにすれば、そのうちの3分の2で、ちょうど半分と。

木本委員

ただ、委員長や竹中委員が心配されたように、3分の2が常態的に成立するのか。可能性ですね。

江頭委員長

3分の2というのは、11人。

木本委員

もちろん、3分の2以上は出席していただきたいです。

ほかの委員会、懇談会で、どうだったしょう。

江頭委員長

河川管理者からご意見を伺いましょうか。いかがですか。

細川近畿地方整備局河川部広域水管理官

大体ほかの委員会は、懇談会の出席委員の3分の2になっております。過半数ではございません。3分の2となっております。

江頭委員長

今の竹中委員のご指摘を満たすような格好で、瀧野委員がうまく3分の2ということで、過半数のところを3分の2に修正させていただくと。

ほか、ございませんか。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

そうしましたら、第3条と第6条の第3項を修正するというようにさせていただきたいと思います。

次に、情報公開の方法について、事務局からお願いします。

事務局(中條)

4ページ、熊野川懇談会の情報公開方法(案)について、5ページのところで、第1条から示しております。

まず、第1条 熊野川懇談会規約第7条に基づく情報公開の方法について以下のように定める。

第2条 熊野川懇談会開催の案内は、原則として記者発表及びホームページで行う。このほか流域内で、関連機関でのパンフレット配布、新聞折込広告、市町村広報誌等による案内を状況に応じて組み合わせて行う。

第3条 一般傍聴者の受入れについては、可能な限り多くの希望者が傍聴できるように配慮する。

2. 懇談会の傍聴は、先着順とする。

第4条 懇談会の資料および議事骨子、議事録は公開する。ただし、プライバシー、貴重種の生息箇所等、公開できない情報の取扱いについてはこの限りではない。

第5条 懇談会資料については、会場での配布、懇談会ホームページへの掲載、所定の関係機関での閲覧を基本とする。なお、後日請求があった場合は、送料負担の条件で提供する。

2. 議事録については、懇談会ホームページへの掲載、会場および所定の関係機関での閲覧を基本とする。

3. 議事骨子については、ニュースレターを適宜発行し、関係機関の情報コーナーで配布する外、ホームページで公開する。

第6条 記者会見については、委員長の判断により必要に応じてこれを行う。

以上です。

江頭委員長

いかがでございましょうか。

懇談会を公開で行うということは、どこに書いていましたかね。これは前に書いていましたかね。

木本委員

前の規約の7条です。

江頭委員長

だから、これはこれでいいわけですね。文章ですっきりしないところが二、三ありますけれども。

第5条の第2項 議事録については、懇談会ホームページへの掲載というのが1つ浮いているんですね。ここを取って、議事録については、会場および所定の関係機関での閲覧を基本とする。同時に、懇談会ホームページへ掲載するとか何か……。異質のものが一緒に書いてあるから、何か変に思いますけれども、いかがですか。文言だけの問題ですけれども。

竹中委員

大変シビアに申しますと、「懇談会ホームページへの掲載」の「への掲載」が要らないとは言えるんですね。

江頭委員長

「懇談会ホームページ、」で、いいんですか。

竹中委員

そうするとしらの閲覧にかかってホームページでの閲覧ということになります。

江頭委員長

ホームページで、切ったらいいんですね。議事録については、懇談会ホームページ、会場および所定の関係機関での閲覧を基本とすると。

神坂委員

それでいいですね。

瀧野委員

上の懇談会資料についてもそうですね。

江頭委員長

確かに。ありがとうございます。そのように修正してください。

ほか、ございませんか。よろしゅうございましょうか。

（「はい」の声あり）

そうしましたら、そういうふうにお願いします。ありがとうございました。

順調に議事が進んでまいりましたけれども、少し早いように思うんですが、ここでちょっとだけ休憩させていただきたいと思います。3時10分からの再開でよろしゅうございましょうか - -。

それじゃ、余り仕事をしていないのに、休憩というのも、ちょっと気恥ずかしいですが、10分ほど休憩させていただきます。

（休 憩）

事務局（中條）

時間が参りましたので、設立準備会を再開いたします。

その前に、先ほどの議事の中で、事務局の方でちょっと不適切な言葉がありまして、委員候補を事務局が決めたような言い方をしてしまいましたが、それは間違いですので、おわびをして、訂正いたします。委員候補は、準備会委員の方で決定いたしました。

それと、事務局の方から、先ほどの規約と情報公開について、1つお願いしたい点があります。

3ページの（庶務）第8条 会議内容のとりまとめ及び公表資料（案）の作成というところと、5ページの第5条 3番の議事骨子についてはというところですが、情報公開の方で、議事骨子という言葉が使われていますので、3ページの第8条の中に、会議内容のとりまとめ、その後に括弧書きで、議事骨子ということを具体的に入れさせていただきたいと思うんですけれども、その点について、どうでしょうか。

江頭委員長

第8条の中の 会議内容のとりまとめ（議事骨子）ということですか。

事務局（中條）

両方、具体的に議事骨子という言葉を入れさせていただきたいと思うんですけれども。

江頭委員長

特段、問題ございませんね。むしろ、入れた方が良いでしょうね。

事務局（中條）

ありがとうございました。

では、次の議事、よろしくお願いします。

江頭委員長

それでは、議事を再開させていただきます。

議事の（3）熊野川懇談会設立準備会答申（案）についてということで、事務局の方から説明をお願いします。

事務局（中條）

「熊野川懇談会のあり方について」答申（案）ということで、資料3をごらんください。

まず、表紙で、答申（案）ということです。

次ページ、目次ということで、目次立てとしては、はじめに、1番目に、熊野川懇談会の構成委員について、2番目に懇談会の規約、3番目に情報公開、別表-1として委員候補、参考-1として準備会の規約、参考-2、準備会の委員、参考-3、準備会の検討経緯ということで考えております。

1ページの「はじめに」ということで、ちょっと読ませていただきますと、近畿地方整備局では、今後20～30年間の具体的な河川の整備内容を示す「熊野川河川整備計画（直轄管理区間）」を策定するにあたり、学識経験者から意見を聴くことを目的として「熊野川懇談会」（以下「懇談会」という。）の設置を予定している。

懇談会を設置するにあたり、平成15年12月20日に近畿地方整備局紀南河川国道事務所長は「熊野川懇談会設立準備会」を設置し、懇談会の構成員、運営のあり方等について諮問した。

熊野川懇談会設立準備会は、この諮問を受け、4回に及ぶ会議を開催し、懇談会の構成委員、運営のあり方等について慎重に審議を行った。

これらの審議結果を以下のとおり答申する。

近畿地方整備局においては、本答申を踏まえ、「熊野川懇談会」を設置されたい。

平成16年 月 日

熊野川懇談会設立準備会 委員長 江頭進治

2ページ目に、熊野川懇談会の構成委員についてということで、先ほど審議していた

だいた構成委員についての概略を示しております。

(1) 組織構成

熊野川流域を取り巻く様々な課題について、幅広い議論ができるように専門分野構成を定めた。また、熊野川らしさを踏まえた審議を行うため、治水・利水・環境（自然、人文社会、工学）等の専門家（学識経験者等）に地域の特性に詳しいものを加えた構成とした。

懇談会の規模については、委員が活発な議論を行うことができるよう配慮し定めた。

(2) 委員選考方法

治水・利水・環境等の専門家については、設立準備会委員、流域内の関係自治体、関係機関、河川管理者が推薦する者の中から委員候補を選考することとした。

地域の特性に詳しい者については公募を行い、応募者の中から委員候補を選考することとした。

選考にあたっては、設立準備会委員の他に、以下の項目に該当するものを選考することとした。

熊野川に関する審議をする際に必要な専門知識を有している方

熊野地方の歴史・文化等に詳しい方

熊野川流域での調査研究を通して熊野川の特性を理解している方

熊野川の流域の特性に詳しく、熊野川に関して積極的に活動している方

(3) 選考結果

委員候補については、治水等の工学分野において6名、自然、人文社会、環境等の分野において7名、地域の特性に詳しい者3名、計16名を選考した。

(4) 委員候補の確定

設立準備会は、選考された候補者に委員候補内諾の依頼を行った。その際、河川管理者も同行した。

その結果、16名の候補者全員から内諾が得られ、別表-1のとおり委員候補が確定した。

次に、3ページのところで、2番目に、熊野川懇談会の規約（案）ということで、先ほど審議されました規約を入れようと考えております。

4ページ目に、熊野川懇談会の情報公開方法ということで、これも先ほど審議されました情報公開方法を入れようと考えております。

5ページ目に、別表-1ということで、先ほど了承されました懇談会委員候補の表をつ

けます。

6ページに、本設立準備会の規約、7ページに、その続き、8ページに、参考資料2として、懇談会設立準備会の委員名簿、参考資料3として、熊野川懇談会設立準備会の検討経緯ということで、第1回から第4回まで、年月日を記入しておくというような形で考えております。

以上です。

江頭委員長

いかがでございましょうか。

「はじめに」のところの2番目の段落の2行目、懇談会の構成員、それから3段目のところの1行目の一番最後、懇談会の構成委員となっていますが、これは構成員か、構成委員か。どうですか

竹中委員

構成員でしょうね。

江頭委員長

構成員でいいですよ。1ページ目の懇談会の構成委員となっているのを、構成員に直してください。

それから、漢字のことは詳しくないんですが、2ページ目の(2)の委員選考方法のところの3つ目の黒点、選考にあたっては、設立準備会委員の他にというのは、他でよろしいですか。外にか、ほかにと入れるか、細かいことで、ちょっと気になったものから。神坂先生……。

神坂委員

わかりやすければ、やっぱり平仮名の方がいいんじゃないでしょうかね。

江頭委員長

そうですね。平仮名に直してください。

それから、2ページの組織構成の1番目の黒点ですが、細かく書かないで、治水、利水、環境(自然、人文社会、工学)というくくりで書いた方がすっきりするんじゃないかと思ひまして、こういうふうにさせていただきましたが、問題ございませんか。似たような言葉が、読点ですっと連なるのも見苦しいなということで。

木本委員

今おっしゃった「治水、利水、環境(自然、人文社会、工学)等の」までを、1行目

の後ろの、幅広い論議ができるようにの後はめ込む。そして、「また、熊野川らしさを踏まえた審議を行うため、地域の特性に詳しいものを加えた構成とした。」。つまり、治水、利水、環境が、熊野川らしさというと、ちょっと自信がないので、これはあくまで一般的な話でありますので、熊野川らしさは、地域の特性に詳しい方々のご助言をいただくということで、文章を入れかえればどうかということです。

江頭委員長

だけど、幅広い議論というのは、全体にかけた方がよろしいんじゃないですか。

木本委員

まあ、そこは好みの問題です。あえてのものじゃないです。ただ、そういう手もあるなど。

江頭委員長

余り主張しません……。

木本委員

ええ、余り主張しません。私の性格です。(笑)

竹中委員

木本先生のおっしゃるとおり、すっきりさせるためにということと、幅広い議論ができるように構成分野を定めたということと後ろの構成とは、あえて言えば、別問題ではありますが、熊野川らしさを踏まえた審議を行うための次にこの文章が入っているために、構成上ちょっとややこしいと。審議を行うために、地域の特性に詳しいものを加えた構成としたという方がいいんでしょうね。

江頭委員長

「幅広い議論ができるように治水、利水、環境（自然、人文社会、工学）等の専門家（学識経験者等）の専門分野構成を定めた。」と。

竹中委員

で、「また、熊野川らしさを踏まえた審議を行うため、地域の特性に詳しいものを加えた構成とした。」の方が……。

江頭委員長

私も、その方がいいような気がしてきましたね。

竹中委員

それから、これは瀧野先生からのご指摘ですが、私がかわりに言うのは変ですけど

も、委員選考方法の中で、3つ目の黒丸の後半に「該当するもの」とありまして、次の4つの丸が「方」になっていますね。それで、選考結果が「詳しい者」と。「方」というと、少し敬語的なニュアンスが……。

江頭委員長

どちらがよろしいですか。「方」を「者」にした方がよろしいですか。

瀧野委員

全部「方」にしたらどうですか。最初の組織構成のところの3行目の最後のところ、地域の特性に詳しいものを加えた構成としたを、詳しい方を加えた構成としたと。それから、選考方法の黒丸の最後のところも、該当する方を選考することとしたと。あとが全部方でしょう。

江頭委員長

黒点の「該当するもの」を該当する方、あるいは人と。

神坂委員

者というのは、ちょっと感じがよくないですね。方というのも、「ほう」と読んでしまったり。ですから、そこを「人」じゃなしに、「ひと」と書いたら、どうでしょうか。その方がやわらかいんじゃないでしょうかね。

江頭委員長

私も、「方」というのは、余り好きじゃないです。「ひと」で、よろしいですか。

神坂委員

平仮名の方がやわらかいですから。「人」と書くと、ちょっとまた……。「方」で読み方がわかればいいんですが、つい「ほう」と読んでしまうおそれがあるので。

江頭委員長

そうしましたら、人に相当する「もの」、人に相当する「方」を「ひと」というふうに変えていただく。

神坂委員

何かいい言葉があれば、いいんですがね。

事務局（中條）

構成委員についてのところだけ、「方」や「者」をすべて「ひと」という形で……。

江頭委員長

それで、違和感があれば、「人」ですかね。それで違和感があるところは、また考えま

しょう。

事務局（中條）

わかりました。

それと、先ほどの議論で、専門家（学識経験者等）の専門分野構成ということで、専門、専門というのが重なってしまっているのでは……。

江頭委員長

から成るとか、何か使い方はないですか。

木本委員

単に「専門」というダブった文字を消しただけですが、（自然、人文社会、工学）等の専門家（学識経験者等）分野構成を定めたと。

竹中委員

もう少しわかりやすくするために、専門家による分野構成を定めたと。

木本委員

すごくやわらかい文章になって、いいですね。

江頭委員長

それでおかしくないですか。

木本委員

おかしくないです。

江頭委員長

大体これでできたように思いますが、よろしゅうございましょうか。

（「はい」の声あり）

それでは、議事のその他です。

事務局（中條）

用意させていただいた参考資料1の熊野川懇談会開催までの流れというのをちょっと説明させていただきます。

第4回ということで、きょう、平成16年8月2日に委員を公表いたしまして、これからお願いできればと思うんですが、まず整備局長から委嘱承諾依頼を行います。それで、委員の候補者に承諾の依頼を行って、委員候補者の所属長の方から了承を得ます。その承認が得られましたら、懇談会委員候補として、承諾を近畿整備局長の方に出します。整備局長の方で、委嘱状を懇談会の委員候補に出していくというような流れになっていくと思

います。熊野川懇談会成立会は、その後に行いまして、平成16年9月から10月の予定で考えております。

以上のような流れで今後進めていくのではないかと考えております。

江頭委員長

わかりました。これは特段議論するようなことではございませんが、これで私どもが近畿地方整備局へ答申するわけですが、それが認められる、聞き入れていただければ、懇談会が発足する運びになるわけです。それで、第1回の予定を、大ざっぱにどのあたりがいいのか、これは私どもだけでは決められない問題ですので、河川管理者の方から、第1回をどのあたりを考えておられるか、ご意見を伺うことにしましょうか。

黒谷紀南河川国道事務所長

内々でございますが、今、日程の調整の方をやっておりまして、今の予定では、10月下旬ぐらいになるかということで、進めております。

江頭委員長

そんなことで、ご準備をお願いしたいと思います。

以上で、私どもが予定しております議事は一応終了したわけですが、ここで傍聴の皆様方からご意見をお伺いしたいと思います。どなたでも結構です。挙手をしていただきまして、お名前をお願いいたします。

どんなことでも結構ですが、よろしゅうございましょうか - -。

それでは、この後、修正箇所を確認して、その後、私どもの答申を整備局へ答申すると。そういうことで、よろしゅうございますか。

事務局（中條）

はい。

江頭委員長

それでは、とりあえず事務局の方に司会を移します。

事務局（中條）

30分ほど時間をいただきまして、今の文章等を修正しまして、予定では、16時10分から、答申の提出、答申の受け渡しを行いたいと考えております。それが終わりましたら、最後、きょうの審議結果ということで、記者発表というような形で、段取りをさせていただければと思います。

30分ぐらいの間、答申について準備させていただきたいと思います。

江頭委員長

それでは、16時10分から再開させていただきます。

(休憩)

事務局(中條)

時間になりましたので、答申の提出ということで、お願いいたします。

今、答申がまとまりましたので、委員長から紀南河川国道事務所長さんに答申の受け渡しをお願いいたします。

江頭委員長

近畿地方整備局では、今後二、三十年間の具体的な河川整備の内容を示す熊野川河川整備計画を策定するにあたり、学識経験者から意見を聴くことを目的として、熊野川懇談会の設置を予定しておられるところであります。

懇談会を設置するにあたりまして、平成15年12月20日に近畿地方整備局紀南河川国道事務所長は熊野川懇談会設立準備会を設置し、懇談会の構成員、運営のあり方等について諮問いたしました。

熊野川懇談会設立準備会は、この諮問を受け、4回に及ぶ会議を開催いたしまして、懇談会の構成員、運営のあり方等について慎重に審議を行ってまいりました。

この審議結果をここにまとめましたので、以下のように答申いたします。答申の内容につきましては、ここに示しているとおりでございます。

整備局におきましては、本答申を踏まえまして、熊野川懇談会を設置されることを強く希望いたします。

平成16年8月2日

熊野川懇談会設立準備会 委員長 江頭進治

(答申受け渡し)(拍手)

黒谷紀南河川国道事務所長

熱心なご議論、どうもありがとうございました。私ども、これを踏まえて、懇談会を立ち上げていきたいと思っております。

どうもありがとうございました。

事務局(中條)

答申、ありがとうございました。

最後になりますが、きょう出席していただいている河川管理者の近畿地方整備局河川

部長宮本博司様のあいさつをいただきたいと思います。

宮本近畿地方整備局河川部長

本日は大変ありがとうございました。

江頭委員長をはじめといたしまして、準備会の先生方には、大変熱心に議論していただきまして、本日答申いただき、本当にありがとうございます。これから、熊野川の話、あるいは熊野川流域について議論していくわけでございますけれども、いよいよスタートできるというふうに思っております。ちょうどことは、熊野川の古道、あるいは熊野川自体が世界遺産に登録されるというふうな契機でもございます。この時期に、熊野川あるいは熊野川流域について、もう一度見直してみるといいですか、みんなで議論して、これからの河川整備をどうするかということをする大変いい機会だと思っているわけでございます。

私、きょうは、大阪の方から168で上流の方から下ってまいりましたけれども、川が、この前の出水の結果、大変濁っております。熊野川におきましては、濁水問題というのも一つの大きな問題かと思っております。また、南海・東南海地震がいつ来るかわからない、そのXデーが日に日に近づいているという状況の中で、津波等に対する防災上の話も非常に大きな問題かなというふうに思っているところでございます。

このほか、私どもが気づいていないといいですか、いろんな課題が、この熊野川においてはあろうかと思っております。ぜひ幅広い議論をした上で、いい河川整備計画ができるということをしていきたいと思っております。

私ども河川管理者といたしましては、一生懸命資料、あるいは河川整備計画の原案をお出しいたしまして、皆さん方から忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。いよいよこれから始まるということでございます。引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。(拍手)

事務局(中條)

ありがとうございました。

それでは、これもちまして、熊野川懇談会設立準備会は閉会させていただきますが、熊野川懇談会設立準備会規約の第4条で、設立準備会の委員の任期は、諮問に対して答申が行われた時点をもって満了とすることとなっております。よって、先ほど答申されましたので、設立準備会の委員の任期も、これで満了となります。委員の皆様、長い間

ご苦労さまでした。ありがとうございます。

予定では、記者発表ということでしたけれども、きょうは、記者の方が帰られたということで、記者発表は中止させていただきます。

これをもちまして、本日の予定はすべて終了いたしました。皆様、長時間にわたり、どうもありがとうございました。これにて閉会させていただきます。

.